

4-2 系統別解析・評価

1) 環境保全系統の解析・評価

ア) 解析

環境保全系統の解析は、「都市の骨格の形成」「優れた自然」「優れた歴史的風土」「快適な生活環境」「優れた農林業地」「動植物の保全」の6つの視点から行う。なお、本市において「良好な地形・地質を有する土地」として特に取り上げる地域は見当たらない。

表4-2 環境保全系統の解析

視点	対象となる要素	対象となる緑地	特性・問題点	特に評価すべき緑地
都市の骨格の形成	都市の骨格となる河川・水路 市街地を取り巻く農地	木曾川、日光川、善太川、領内川、鶴戸川 市街化調整区域の農地	市街地を取り巻く農地や本市を流れる河川・水路は、都市の骨格を形成する緑地であり、本市の特徴ともなっている。治水対策として整備が進んでいるが、所によっては自然度が低く周囲に埋没している感もあるため、緑を強調する整備を行い存在感を高めることが望まれる。	都市の骨格となる河川・水路
優れた自然	良好な水辺地	木曾川、日光川、善太川、鶴戸川	大きな河川・水路が流れる本市では、まとまりのある水辺地が優れた自然としてあげられる。	緑地の質（自然度）による
優れた歴史的風土	文化財と一体になった緑地 伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地 文化的意義を有する社寺境内地 その他の社寺境内地	水鶏塚、大野城址、市江車車田址、東海道佐屋路佐屋三里の渡址、佐屋代官所址、船頭平閘門 若宮八幡宮、由乃伎神社、八幡社（西條）、富士浅間社、星大明神社、藤ヶ瀬神社、西光寺、光耀寺、塩田神社、釜地藏寺、奥津社 若宮八幡宮、星大明社、地藏堂、天神社、八幡社（西條、東條、本部田、鯛江）、大井神社、富士浅間社、白山社、勝幡神社 上記以外で土地自然特性調査にあげた社寺境内地	文化財と一体になった緑には佐屋街道にかかわるものが多い。しかし、その面影はあまり残っていない。 社寺境内地のなかでも、佐屋街道沿いの若宮八幡宮、明通寺、由乃伎神社、江川（旧善太川）の開墾記念に建立された富士浅間社、県指定文化財である八幡社（西條）等由緒の深い社寺の緑、釜地藏伝説の残る釜地藏寺、古墳や三角縁神獣が出土した奥津社は、特に本市の歴史とかかわる緑地である。 文化的意義を有する社寺境内地として、若宮八幡宮、星大明社等祭りが行われる神社があげられる。 その他の社寺境内地は、土地自然特性調査で“良好な植物群落等、野生動物生息地等”であり、まとまった規模の樹林地は郷土の植生や年月の積み重ねを伝えるものである。	文化財と一体になった緑 伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地 文化的意義を有する社寺境内地
快適な生活環境	都市公園 市街地の緑地 水辺・水面	都市公園 市街化区域の社寺林、農地 木曾川、日光川、善太川、領内川、鶴戸川	都市公園は市街地や集落から離れているものが多いため、子どもや高齢者などが利用しやすいよう生活に身近な場所での公園の整備が求められる。 本市では、農地が市民にとって最も身近な自然である。また、水辺も本市の特徴となる緑である。これらの緑地は涼風や気温上昇の抑制など微気象の調節機能を有している。 農地の中に点在する社寺林の緑は視覚的効果が高い。しかし、社寺林は減少しており、快適な生活環境の形成のため、保全が望まれる。	市街地内のまとまった規模の社寺林、水辺
優れた農林業地	優良農地	農業振興地域農用地区域	農業は本市の重要な産業であり、農業振興地域農用地区域は生産性の高い優良な農地としてあげられる。	農業振興地域農用地区域
動植物の保全	野生動植物生息地となる一団となった緑地	市街化調整区域の農地、木曾川、日光川、善太川、鶴戸川、土地自然特性調査で“良好な植物群落等、野生動物生息地等”にあげた社寺林、東保八幡社のクロマツ	学術的価値の高い動植物の生息地はないが、河川・水路、農地には、水生生物や水辺を好む生物が多数生息している。ただし、駆除が望ましい外来種も生息している。 樹林地の少ない本市では、点在する社寺林も貴重な動植物の生息地となっている。推定樹齢250年の東保八幡社のクロマツは、天然記念物に指定されている。	規模による

イ) 評価

解析の結果に基づき、環境保全システムにおける緑地の重要度を評価する。評価は、それぞれの視点のなかで特に評価すべき解析要素に該当する緑地を◎、その他の緑地を○とする。ランク分けは、◎の有無と○の数で行う。

表 4-3 評価ランク区分

ランク	内 容	評価方法
I	最優先に整備又は保全が求められる緑地	特に評価すべき緑地に該当するか、又は3つ以上の視点で評価される緑地（◎が1つ又は○が3つ以上）
II	将来に整備又は保全が求められる緑地	2つの視点で評価される緑地（○が2つ）
III	整備又は保全が求められる緑地	1つの視点で評価される緑地（○が1つ）

表 4-4 環境保全システムの評価

対象となる緑地	視 点						備 考	評価 ランク
	都市の骨格の形成	優れた自然	優れた歴史的風土	快適な生活環境	優れた農林業地	動植物の保全		
木曾川	◎	◎		○		◎		I
日光川、善太川	◎	◎		○		◎		I
鶺鴒川	◎	◎		○		◎		I
農業振興地域農用地区域	○				◎	○		I
文化財と一体になった緑地			◎					I
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地			◎					I
文化的意義を有する社寺境内地			◎					I
良好な植物群落等、野生動物生息地等である社寺境内地			○			◎		I
領内川	○			○				II
市街化区域の農地				○				III
東保八幡社のクロマツ						○		III
都市公園				○				III

ウ) 環境保全系統の解析・評価のまとめ

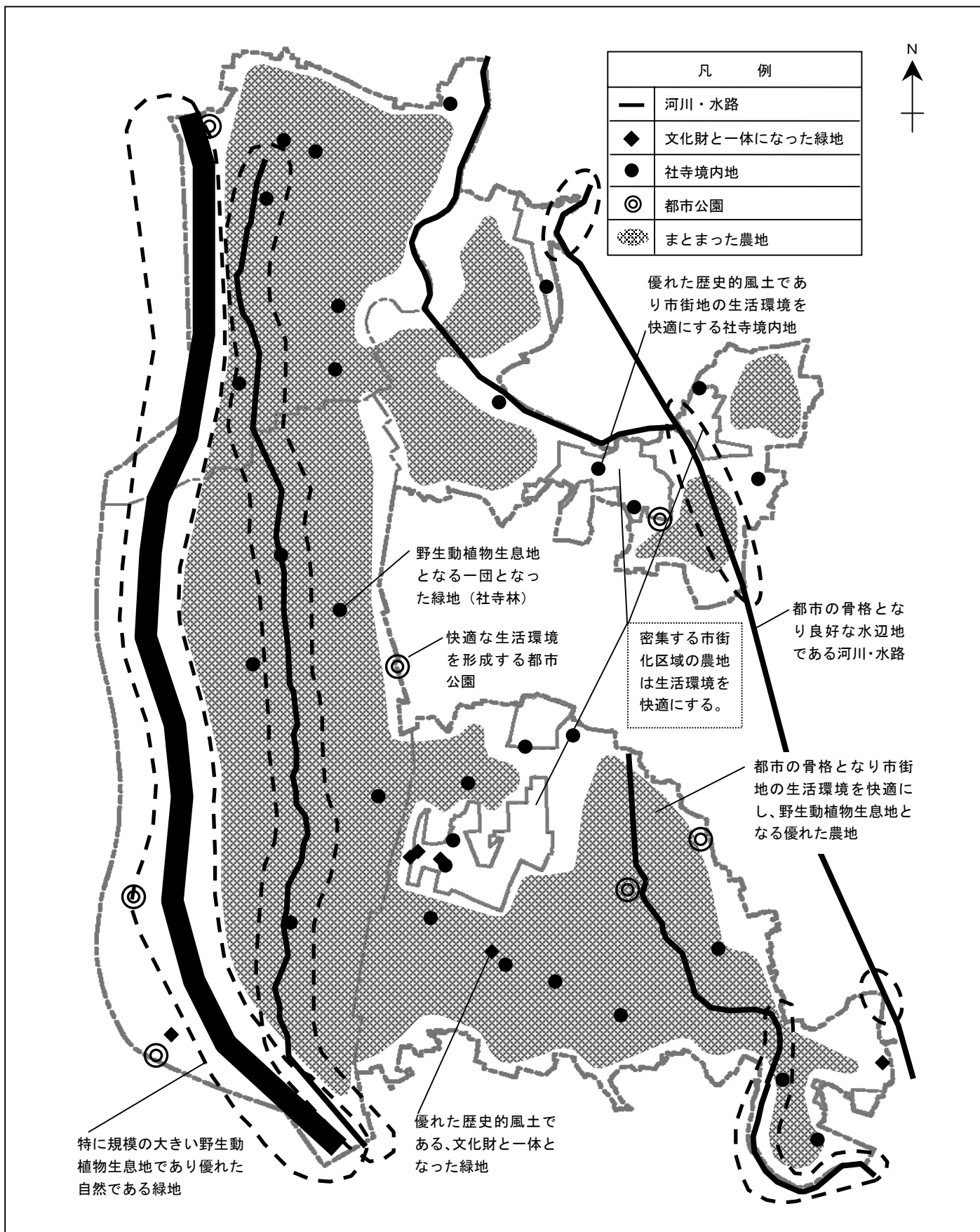
本市の骨格となる緑地は農地と河川・水路である。農地、河川・水路、社寺林が本市の自然であり、野生動植物の生息地となり、快適な生活環境の形成に寄与している。

市街化調整区域の農地は概ね農業振興地域農用地区域として保全されている。しかし、社寺林や屋敷林は減少しており、樹林地の保全や創出を検討することが必要である。

市内を流れる河川・水路は治水対策により概ね整備されている。これに沿って桜並木が整備されているところもあり、市民に親しまれているが、一方で自然度の低い区間もある。河川・水路は生物の移動経路としても重要であり、生活環境をうるいのあるものにするため、親水性や自然度を高める整備や、樹林地とのネットワーク化が望まれる。水質については、以前より改善されているが、引続き下水道整備などの取り組みを進める必要がある。

快適な生活環境を形成する要素の一つとなる都市公園の多くは市街化調整区域にあり、児童遊園やちびっ子広場が身近な公園となっている。しかしちびっ子広場は主として幼児の遊び場として確保されているものであるため、今後は大人も休養でき、植栽などにより四季の移ろいを感じられるような、多様な年代の利用ニーズに対応した公園の整備を進める必要がある。

図4-2 環境保全系統解析・評価図



2) レクリエーションシステムの解析・評価

ア) 解析

レクリエーションシステムの解析は、「自然とのふれあいと緑」「歴史的文化とのふれあいと緑」「日常圏におけるレクリエーションの場」「ネットワーク性の確保」の4つの視点から行う。

解析にあたり、都市公園の開設面積、運動施設の現況設置量を整理し、それぞれについて将来人口に基づき需要予測を行う。

①都市公園の整備量の解析と需要予測

本市の人口に対する都市公園整備量について、県が定める整備目標に対する達成状況や整備必要量を算定するとともに、標準的な都市公園の利用圏の考え方に照らして都市公園の不足している地域を明らかにする。

a) 県の整備目標水準に対する達成状況と需要予測

愛知県広域緑地計画では、平成22年における都市公園の都市計画人口当たり整備目標水準を設定している。これに本市の都市公園の整備状況を照らしてみると、都市公園10.9㎡/人の目標に対して4.7㎡/人であり、達成率は43%である。供用面積の半分以上を木曾川東海緑地が占めている。

都市基幹公園はその種別ごとに各市町村に1箇所を整備目標としているが、本市にはない。住区基幹公園の整備量1.2㎡/人は目標水準の38%であり、住民にとって最も身近な街区公園は1.5%の達成率である。

また、平成32年の本市将来人口推計(61,450人)に基づく必要量を算定した結果、街区公園と総合公園の積極的な整備が必要となっている。運動公園については、各地区に設置されている総合運動場での対応も考えられる。

(※住区基幹公園についても都市計画人口で算出した数値である。)

表4-5 県の都市公園整備目標に対する整備目標達成の状況

種類	種別	愛知県広域緑地計画 (H22)	愛西市都市公園現況		達成率	備考
		整備目標水準	開設面積	一人当たり面積		
住区基幹公園	街区公園	1.3 m ² /人	0.15ha	0.02 m ² /人	1.5%	
	近隣公園	1.2 m ² /人	3.80ha	0.6 m ² /人	50%	計画決定面積 5.00ha
	地区公園	0.7 m ² /人	4.10ha	0.6 m ² /人	86%	計画決定面積 6.60ha
住区基幹公園 計		3.2 m ² /人	8.05ha	1.2 m ² /人	38%	計画決定面積 11.75ha
都市基幹公園	総合公園	1.3 m ² /人	—	—	0%	目標：各市町村に1箇所 (基準：概ね10ha以上)
	運動公園	1.0 m ² /人	—	—	0%	目標：各市町村に1箇所 (基準：概ね15ha以上)
都市基幹公園 計		2.3 m ² /人	—	—	0%	
特殊公園		1.9 m ² /人	—	—	0%	
広域公園		1.1 m ² /人	—	—	0%	
国営公園		0.2 m ² /人	18.40ha	2.8 m ² /人	1400%	都市緑地と重複
緩衝緑地		0.1 m ² /人	—	—	0%	
都市緑地		1.8 m ² /人	22.62ha	3.5 m ² /人	192%	計画決定面積 974.92ha
緑道		0.3 m ² /人	—	—	0%	
その他都市公園		0.0 m ² /人	—	—	0%	
合計		10.9 m ² /人	30.67ha	4.7 m ² /人	43%	重複を除く

※県整備目標水準は全て都市計画区域人口に対する目標値であるため、本市一人当たり面積も、本市の平成17年度人口(65,556人)から算出している。

※都市基幹公園の備考欄の基準は、都市計画運用指針による。

表4-6 県の都市公園整備目標及び将来人口に基づく都市公園の需要予測

種類	種別	愛知県広域緑地計画 (H22) 整備目標水準	愛西市 (H32 61,450人)			必要整備量 (対開設面積)
			将来必要量	開設面積	計画決定等面積	
住区基幹公園	街区公園	1.3 m ² /人	7.99ha	0.15ha	0.15ha	7.84ha
	近隣公園	1.2 m ² /人	7.37ha	3.80ha	5.00ha	3.57ha
	地区公園	0.7 m ² /人	4.30ha	4.10ha	6.60ha	0.20ha
住区基幹公園 計		3.2 m ² /人	19.66ha	8.05ha	11.75ha	11.61ha
都市基幹公園	総合公園	1.3 m ² /人	7.99ha	—	—	7.99ha
	運動公園	1.0 m ² /人	6.14ha	—	—	6.15ha
都市基幹公園 計		2.3 m ² /人	14.13ha	—	—	14.13ha
特殊公園		1.9 m ² /人	11.68ha	—	—	11.68ha
広域公園		1.1 m ² /人	6.76ha	—	—	6.76ha
国営公園		0.2 m ² /人	1.23ha	18.40ha	40.80ha	—
緩衝緑地		0.1 m ² /人	0.61ha	—	—	0.61ha
都市緑地		1.8 m ² /人	11.06ha	22.62ha	974.92ha	—
緑道		0.3 m ² /人	1.84ha	—	—	1.84ha
その他都市公園		0.0 m ² /人	0.00ha	—	—	—
合計		10.9 m ² /人	66.98ha	30.67ha	986.52ha	36.31ha

※県整備目標水準は全て都市計画区域人口に対する目標値であるため、本市一人当たり面積も、本市の平成32年将来人口(61,450人)から算出している。

※合計には、都市緑地と重複している国営公園の面積を含んでいない。

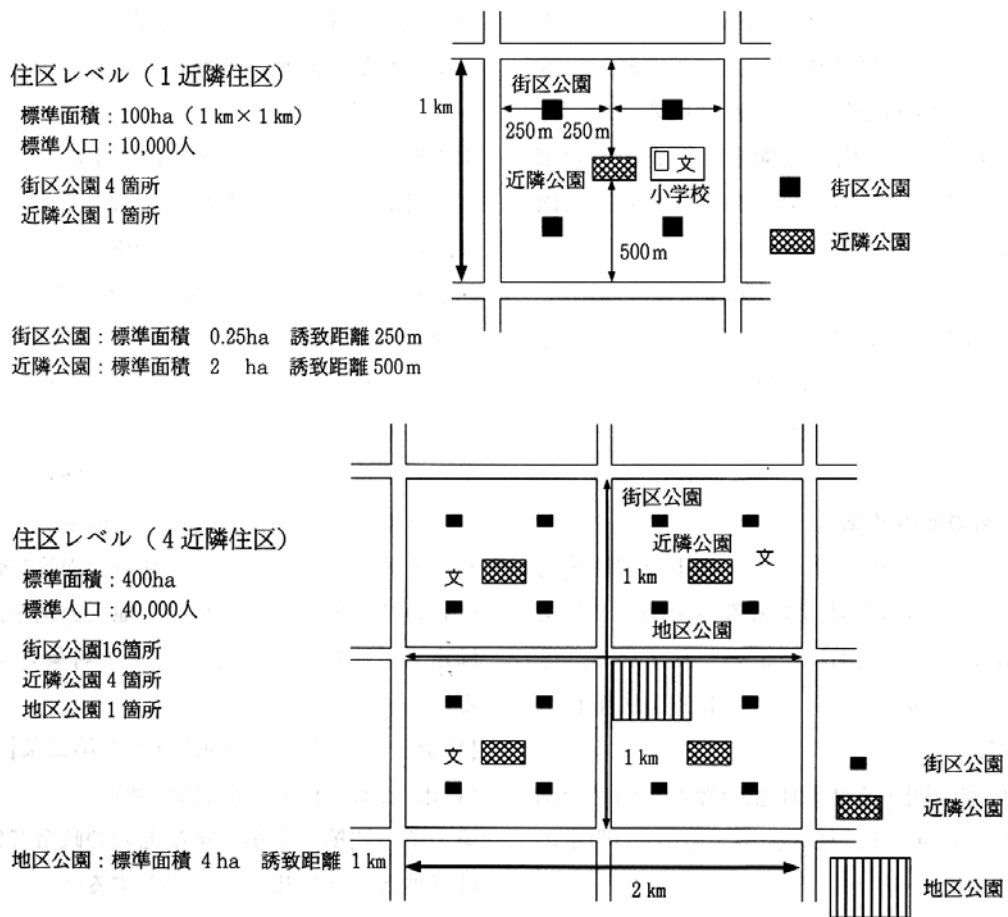
b) 都市公園の配置のバランス

都市計画運用指針において、公園の配置は、自然地の分布、土地利用、交通系統等の現況及び計画を勘案して、指針に示す公園種別ごとの規模や配置の方針を基準とすることが望ましいとされている。

本市では人口の約7割が市街化調整区域に居住しているため、市街化区域外であっても居住者の多い地域には街区公園やそれにかわる公園が必要である。

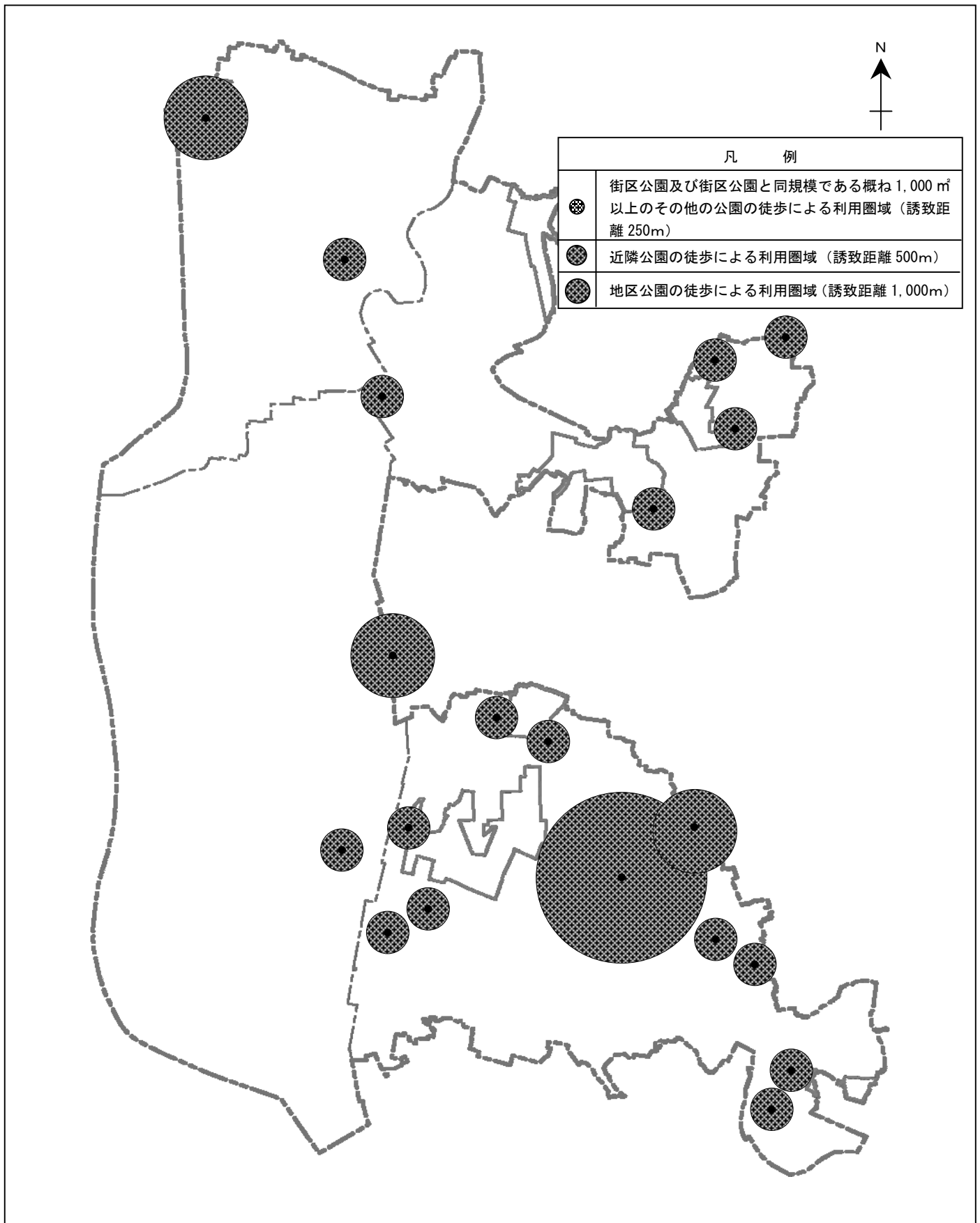
住区基幹公園と、街区公園と同規模である概ね 1,000 m²以上のその他の公園の分布状況と誘致距離から、徒歩による日常利用圏域は次ページの図のようになる。

図4-3 (参考) 都市公園標準配置図



出典：平成 17 年度版公園緑地マニュアル 日本公園緑地協会

図 4 - 4 公園利用圏域図



②運動施設の整備量の解析と需要予測

運動広場、水泳プール、テニスコートの設置数が不足しているが、町村合併前の各町村において運動施設の整備が進められており、さらに学校の運動場や体育館、剣道場などを市民の利用に供しているため、野球場や球技場、室内運動場などは十分な量が確保されている。

表 4-7 運動施設の整備水準と需要予測

運動施設の種類	人口 10 万人あたり	愛西市 (61,450 人)		整備必要量	備 考
	整備量	将来必要量	現況設置量		
運動広場	概ね 50 箇所	31 箇所	29 箇所	2 箇所	親水公園運動場、立田総合運動場、八開運動場、塩田緑苑多目的広場、児童遊園内グラウンド、学校運動場、ゲートボール場
野球場	概ね 5 面	3 面	6 面	—	佐屋総合運動場、佐屋スポーツセンター、立田総合運動場、佐織総合運動場、塩田緑苑多目的広場
球技場	概ね 1 面	(1 面)	5 面	—	佐屋総合運動場、立田総合運動場、佐織総合運動場
水泳プール	概ね 10 箇所	6 箇所	2 箇所	4 箇所	佐屋プール、緑苑プール
室内運動場	概ね 10 箇所	6 箇所	21 箇所	—	親水公園総合体育館、立田体育館、佐織体育館、学校開放施設
テニスコート	概ね 40 面	24 面	13 面	11 面	佐屋総合運動場、親水公園総合運動場、立田総合運動場、佐織総合運動場、中学校開放施設
武道場	概ね 1 箇所	(1 箇所)	4 箇所	—	立田体育館、佐織体育館、中学校開放施設

出典：今後の都市公園との整備と管理のあり方について（昭和 60 年 8 月 都市計画中央審議会）

※将来必要量は、平成 32 年度人口 61,450 人を基準に算定している。

表4-8 レクリエーション系統の解析

視点	対象となる要素	対象となる緑地	特性・問題点	特に評価すべき緑地
自然とのふれあいと緑	河川・水辺、桜並木 一団となった樹林地 はす田	木曾川、日光川、善太川、鶴戸川、相ノ川、ゲノタ幹線水路、 温常寺川幹線水路 社寺林 木曾三川公園（船頭平河川公園）の水生植物園、森川花はす田、赤蓮保存田	本市には河川・水路が多く、釣り人の姿もみられる。また桜並木が整備された区間もあり、市民が水に親しめる場所が整備されている。今後も親水性の向上やレクリエーション空間への活用の余地がある。 社寺林は、市民が樹林を体感し学習できる身近な緑地である。ちびっ子広場を併設している社寺境内地もある。 国営公園内の植物園や道の駅に隣接したはす田など、はすを觀賞できる施設があり、花見や写真撮影に訪れる人も多く観光地となっている。	本市を特徴づけている河川・水辺、桜並木、はす田
歴史的文化とのふれあいと緑	文化財と一体になった緑地 伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地 文化的意義を有する社寺境内地	水鶏塚、大野城址、市江車車田址、東海道佐屋路佐屋三里の渡址、佐屋代官所址、船頭平閘門 若宮八幡宮、由乃伎神社、八幡社（西條）、富士浅間社、星大明神社、藤ヶ瀬神社、西光寺、光耀寺、塩田神社、釜地藏寺、奥津社 若宮八幡宮、星大明社、地藏堂、天神社、八幡社（西條、東條、本部田、鯛江）、大井神社、富士浅間社、白山社、勝幡神社	佐屋街道、津島街道など歴史や文化に触れられる緑地がある。現状においては、船頭平閘門周辺が公園として利用できるように整備されているほかは、史跡の保存にとどまっておろ、広場の併設やネットワーク化など、歴史探訪や散策などに活用することが考えられる。	文化的意義を有する社寺境内地
日常圏におけるレクリエーションの場	都市公園 公共のレクリエーション施設（都市公園以外の公園、広場、グラウンド等） 休養・散策	都市公園 児童遊園、ちびっ子広場、農村公園、その他の公園、グラウンド（学校運動場含む）、ゲートボール場 河川・水路（桜並木含む）、社寺境内地	本市の都市公園は市街地や集落から離れているものが多いため、子どもや高齢者などが利用しやすいよう、生活に身近な場所での公園の整備が求められる。 国営木曾三川公園は、休日家族で遊べる場所として利用されている。 運動施設はある程度充足しており、早急な整備は必要ではないが、市街地や集落から離れた場所にあるものが多い。 河川・水路が多いが、釣りや河川敷・桜並木の散策以外のレクリエーション利用にも活用されることが望まれる。	街区公園以上の規模の公園と公共レクリエーション施設（1,000㎡以上）
ネットワーク性の確保	河川・水路 幹線道路の歩道	河川・水路（桜並木含む） 都市計画道路	河川・水路は、良好なレクリエーションの場として利用でき、他のレクリエーション施設のネットワーク化にも活用できる緑地であるが、現在は、個々の河川や水路の整備にとどまっている。 都市計画道路は佐屋地域と佐織地域にあり、津島市を通過してネットワークされているが、立田地域と八開地域に都市計画道路はない。	河川・水路

ウ) 評価

解析の結果に基づき、レクリエーション系統における緑地の重要度を評価する。評価は、それぞれの視点のなかで特に評価すべき解析要素に該当する緑地を◎、その他の緑地を○とする。ランク分けは、◎の有無と○の数で行う。

表4-9 評価ランク区分

ランク	内 容	評価方法
I	最優先に整備又は保全が求められる緑地	特に評価すべき緑地に該当するか、又は3つ以上の視点で評価される緑地（◎が1つ又は○が3つ以上）
II	将来に整備又は保全が求められる緑地	2つの視点で評価される緑地（○が2つ）
III	整備又は保全が求められる緑地	1つの視点で評価される緑地（○が1つ）

表4-10 レクリエーション系統の評価

対象となる緑地	視点				備考	評価
	自然とのふれあいと緑	歴史文化とのふれあいと緑	レクリエーションの場	日常圏におけるレクリエーションの場		
木曾川、日光川、善太川	◎		○	◎		I
領内川、三宅川、目比川、新堀川			○	◎		I
鶉戸川、相ノ川、ゲノタ幹線水路、温常寺川幹線水路	◎		○	◎		I
はす田（植物園等）	◎					I
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地	○	○	○			I
文化的意義を有する社寺境内地	○	◎	○			I
都市公園			◎			I
街区公園以上の規模の公園、グラウンド等			◎		1,000 m ² 以上	I
その他の社寺境内地	○		○			II
文化財と一体になった緑地		○				III
街区公園未満の規模の公園、グラウンド等			○		1,000 m ² 未満	III
都市計画道路				○		III

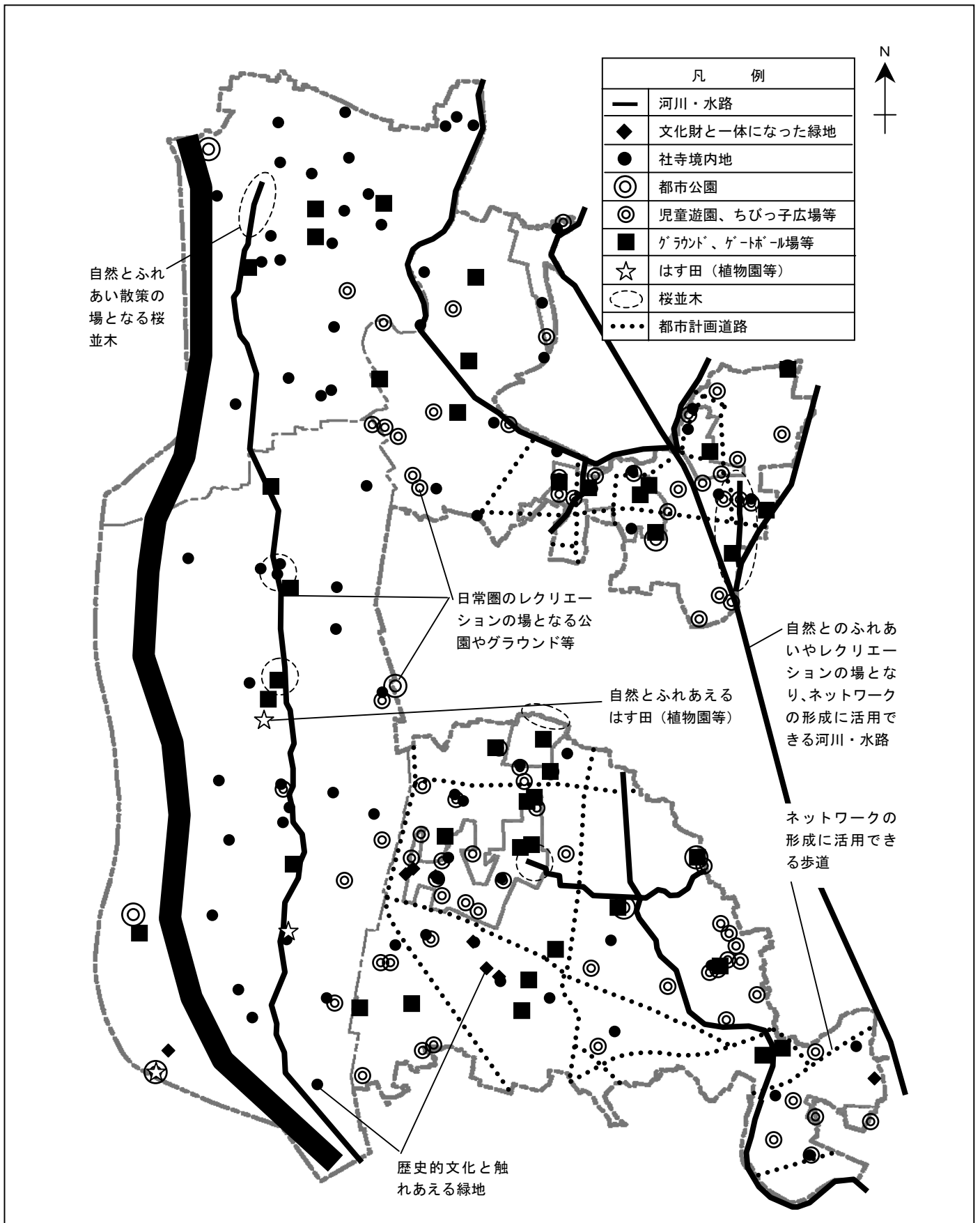
エ) レクリエーションシステムの解析・評価のまとめ

市民の身近なレクリエーションの場としては、児童遊園やちびっ子広場、総合運動場などがある。町村合併前の各町村ではスポーツレクリエーションに力を入れていたため運動場等レクリエーション施設は比較的充実しており、学校の運動場や体育館も市民が利用できるようになっている。しかし、総合運動場など規模の大きな施設は市街地や集落から離れた位置にあり、市街地などに多く設置されているちびっ子広場は、高学年児童などが利用するには規模が小さい。超高齢社会への対応や子育て環境の整備などを考えると、今後は、多様な年代が利用できるよう、歩いて行ける身近な場所に、適正な規模の公園を確保し、ベンチなどの休憩施設や木陰を設けるなどの配慮が必要と考えられる。

自然系レクリエーションについてみると、本市は水辺に恵まれているが、桜並木や木曾川河川敷の整備などを除けば、比較的消極的な利活用にとどまっている。レクリエーション系緑地としての活用の余地は多いため、今後レクリエーション空間として水辺を活かした魅力的な都市づくりが期待される。

また、レクリエーション系の緑地は、ネットワーク化することにより利用が促され、新たな楽しみ方を生む。河川・水路の河川敷や堤防道路、歩道がネットワークとして有効であるが、本市の状況をみると、それぞれ単独で存在し、市内をめぐるネットワークにまではなっていない。遊歩道やサイクリングロード、休憩場所の整備などにより、市内に分散するレクリエーション施設とこれら河川・水路、歩道のネットワーク化を図ることが望まれる。

図4-5 レクリエーション系統解析・評価図



3) 防災システムの解析・評価

ア) 解析

防災システムの解析は、「自然災害の防止・緩衝」「人為的災害の防止・緩衝」「避難体系の確保」の3つの視点から行う。

解析にあたり、本市の避難困難地域や避難地の不足地域を明らかにする。

防災公園計画・設計ガイドラインによると、避難圏域は概ね対象となる都市公園の誘致圏と同じであるとされ、10ha以上の規模を持ち広域避難地となる都市公園からは、概ね歩行距離2km以内がその範囲となる。そのため市街地では2kmを超える範囲が避難困難地域となる。この基準を本市に当てはめると、広域避難地となる都市公園はないものの、市街化調整区域が2km圏内にあり、本市では避難困難地域は抽出されない。

次に、1ha以上の規模を持ち一次避難地となる都市公園では、避難圏域は概ね500mとなる。都市公園やグラウンドに加えて学校運動場など、本市の地域防災計画に指定されている避難所のうち、1ha以上のオープンスペースを持つ公共施設緑地を一次避難地としてみた場合、施設のほとんどが市街化調整区域にあるためこの圏域には入らないものの、500mで必ず市街化調整区域に出られるため、避難困難な地域は抽出されない。ただし、広域避難地のない本市では、救援活動や長期的避難等の場として1haを超える規模の都市公園を市街地内や近隣で整備することが望まれる。

表4-11 防災公園の種別

種別	規模	避難圏域	主な役割
広域防災拠点の機能を有する都市公園<後方支援型公園>(広域公園等)	面積概ね50ha以上	—	大震火災等の災害が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園。
広域防災拠点の機能を有する都市公園(都市基幹公園、広域公園等)	面積10ha以上 (周辺の公共施設その他の用に供する土地と一体となって面積が10ha以上となるものを含む)	概ね2km圏 (概ね避難時間1時間圏)	大震火災等の災害が発生した場合において、主として一つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する都市公園。なお、被害の状況、防災関連施設の配置に応じて、広域防災拠点の役割を担う場合もある。
一次避難地の機能を有する都市公園(近隣公園、地区公園等)	面積1ha以上(周辺の市街地等と一体となって1ha以上となるものを含む)	公園種別に応じた誘致圏域に準じる	大震火災等の災害が発生した場合において、主として近隣の住民の一次避難の用に供する都市公園。
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園(街区公園等) ライフスポット(小規模な街区公園)	面積500㎡以上(人口集中地区については300㎡以上)	概ね徒歩5分圏内程度	大震火災等の災害が発生した場合において、主として身近な防災活動拠点となる都市公園。
避難路の機能を有する都市公園(緑道等)	幅員10m以上 (車両通行を想定する場合は15m以上)	—	広域避難地又はこれに順ずる安全な場所へ通ずる避難路となる緑道等。

出典：防災公園技術ハンドブック

表4-12 防災システムの解析

視点	対象となる要素	対象となる緑地	特性・問題点	特に評価すべき緑地
自然災害の防止・緩衝（主に水害・地震）	遊水機能を有する大規模な農地 市街地のオープンスペース	市街化調整区域の農地 市街化区域の農地	本市において予測される自然災害は、水害及び地震である。治水対策事業により、水害による大きな被害はないが、地形等を考慮すると、湛水機能をもつ水田や保水機能を持つ畑は本市にとって重要な緑地である。 市街地の農地は、建物倒壊の際の緩衝帯となる。	農業振興地域農用地区域
人為的災害の防止・緩衝（主に火災に対する不燃領域※）	延焼遅延機能を持つ市街地の河川・水路 延焼遅延機能を持つ市街地のオープンスペース 消防水利として利用できる市街地の河川・水路	（幅員 40m以上）日光川 市街化区域の短辺又は直径 40m以上かつ面積 1,500 m ² 以上の農地、都市公園、児童遊園、学校運動場、ゲートボール場 日光川、領内川、三宅川、目比川、新堀川、ゲノタ幹線水路	公害に対する苦情件数は減少しており、本市において想定される人為的災害としては、都市火災があげられる。市街地内の一定規模以上の河川やオープンスペースは、火災発生時における延焼を遅延させる効果が期待されるが、現在、災害発生直後の退避に必要な市街地内の公的オープンスペースは、ちびっ子広場等小規模なものが多く、延焼遅延機能を発揮する規模の緑地は少ない。 市街地の河川・水路は、火災の際の水利施設として利用が可能である。	延焼遅延機能を持つ市街地の河川・水路、市街地のオープンスペース
避難体系の確保	一次避難地として機能する都市公園、公共施設緑地 身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園、公共施設緑地 避難路としての機能を有する緑地	（1 ha 以上）リバーサイドパーク、愛西市親水公園、中央公園、小中学校（8校）、立田総合運動場、佐織総合運動場 市街化区域の 500 m ² 以上の街区公園、児童遊園、ちびっ子広場、ゲートボール場 都市計画道路（幅員 15m 以上）	本市の市街地は規模が小さく市街化調整区域との距離が近いこと、市街地を取り巻く農地が緊急退避地となり、避難困難地域はない。 一次避難地として機能する規模の施設で市街地にあるのは佐織中学校だけである。それ以外の施設は市街地から離れているため、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースが市街地内や隣接地に不足している。 避難路や輸送路となる都市計画道路については整備の推進が必要である。市街地では木造建築物が多く、沿道の不燃化、緑化は進んでいない。	市街地において一次避難地として機能する都市公園及び公共施設緑地

※不燃領域（率）は延焼危険度の判定に使われ、延焼速度を下げる効果が期待される空地と耐火建築物から算出される。防災システムの解析では不燃領域として換算される空地を抽出している。

イ) 評価

解析の結果に基づき、防災系統における緑地の重要度を評価する。評価は、それぞれの視点のなかで特に評価すべき解析要素に該当する緑地を◎、その他の緑地を○とする。ランク分けは、◎の有無と○の数で行う。

表4-13 評価ランク区分

ランク	内容	評価方法
I	最優先に整備又は保全が求められる緑地	特に評価すべき緑地に該当するか、又は3つ以上の視点で評価される緑地 (◎が1つ又は○が3つ以上)
II	将来に整備又は保全が求められる緑地	2つの視点で評価される緑地 (○が2つ)
III	整備又は保全が求められる緑地	1つの視点で評価される緑地 (○が1つ)

表4-14 防災系統の評価

対象となる緑地	視点			備考	評価
	自然災害の防止・緩衝	人為的災害の防止・緩衝	避難体系の確保		
					ランク
日光川		◎			I
農業振興地域農用地区域	◎				I
延焼遅延機能を持つ市街地の都市公園、児童遊園、学校運動場、ゲートボール場		◎		短辺・直径 40 m 以上 かつ 1,500 m ² 以上	I
市街化区域の農地	○	○			II
一次避難地として機能する都市公園、学校運動場、その他グラウンド			○	1ha 以上	III
身近な防災活動拠点となる市街地の都市公園、児童遊園、ちびっ子広場、ゲートボール場			○	500 m ² 以上	III
領内川、三宅川、目比川、新堀川		○			III
ゲノタ幹線水路		○			III
都市計画道路			○	幅員 15m以上	III

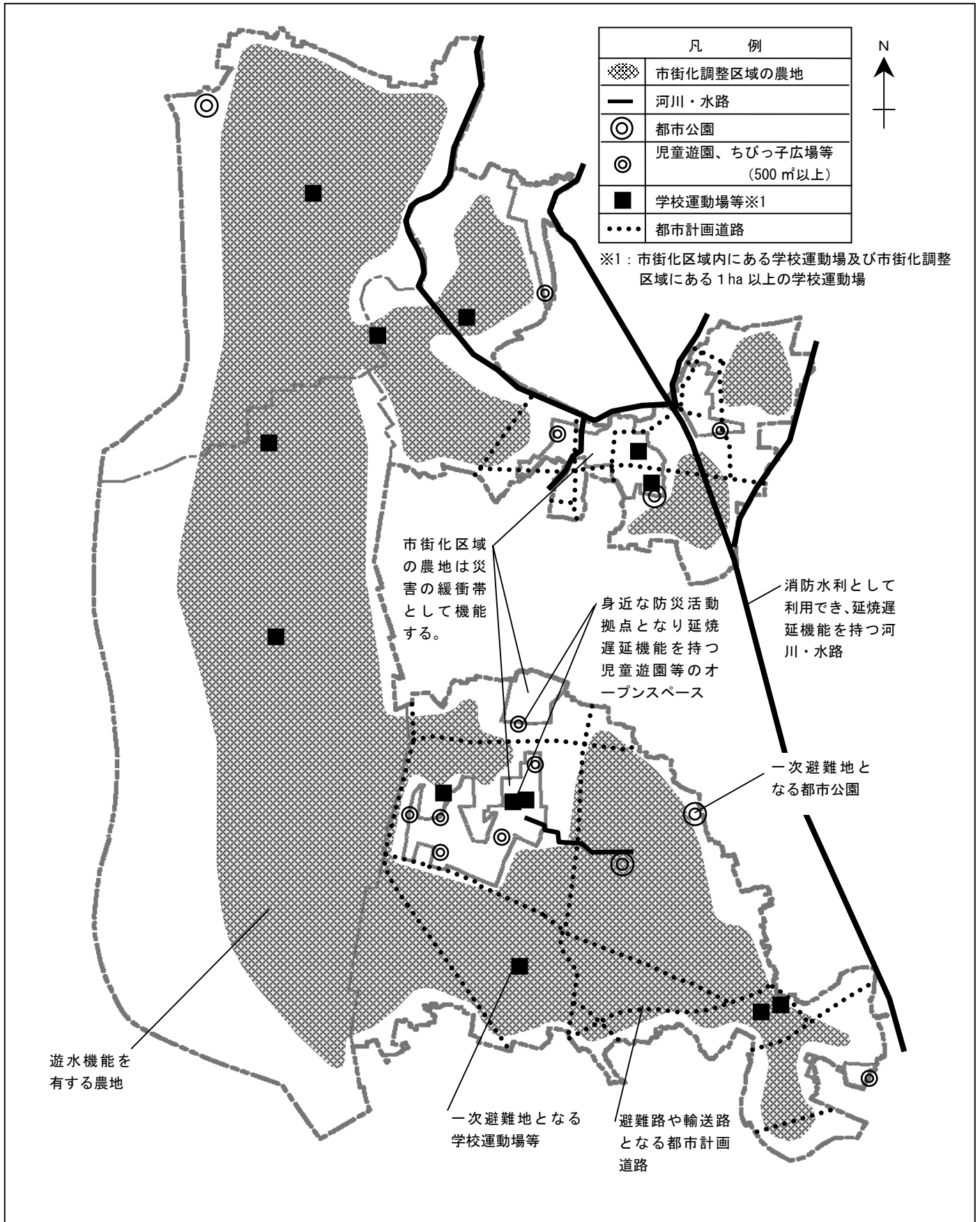
ウ) 防災システムの解析・評価のまとめ

本市の市街地は規模が小さく市街地を取り巻く農地が緊急退避地となるため、避難困難地域はない。しかし、1 ha 以上のオープンスペースを有する施設が市街地内や隣接地に不足していることから、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースを市街地か隣接地に整備することが望まれる。

また、本市の市街地は人口集中地区であるため、火災に対して延焼遅延機能を発揮するオープンスペースや、建物倒壊の緩衝帯となり災害発生直後の退避に必要な道路やオープンスペースを確保するなど、防災の観点からの緑地確保を検討することも必要である。

避難路及び輸送路となる都市計画道路は、整備の推進が必要である。

図4-6 防災系統解析・評価図



4) 景観構成系統の解析・評価

ア) 解析

景観構成系統の解析は、「地域を代表する郷土景観」「優れた景観の眺望点」「目印となる場所」「景観構成のバランス」「都市景観の創出」の5つの視点から行う。

表4-15 景観構成系統の解析

視点	対象となる要素	対象となる緑地	特性・問題点	特に評価すべき緑地
地域を代表する郷土景観	<p>代表的な地形</p> <p>文化財と一体になった緑地</p> <p>伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地</p> <p>市街地内の樹林地及び周辺地域の一団の緑地</p>	<p>市街化調整区域の農地、河川・水路</p> <p>水鶏塚、大野城址、市江車車田址、東海道佐屋路佐屋三里の渡跡、佐屋代官所址、船頭平閘門</p> <p>若宮八幡宮、由乃伎神社、八幡社（西條）、富士浅間社、星大明神社、藤ヶ瀬神社、西光寺、光耀寺、塩田神社、釜地藏寺、奥津社</p> <p>社寺境内地、市街化調整区域の農地</p>	<p>市街化調整区域の農地の広がり、本市の田園風景を形成する重要な緑地である。市内を流れる多くの河川・水路は、輪中を形成し発展してきた本市の歴史と深くかかわる地形である。</p> <p>文化財と一体となった緑地もまた佐屋街道に由来する緑地として本市の歴史を伝える郷土景観である。</p> <p>佐屋街道沿いの若宮八幡宮、明通寺、由乃伎神社、江川（旧善太川）の開墾記念に建立された富士浅間社、県指定文化財である八幡社（西條）等由緒の深い社寺の緑、釜地藏伝説の残る釜地藏寺、古墳や三角縁神獣が出土した奥津社は、特に本市の歴史とかかわる緑地である。その他の社寺境内地も、郷土の景観に歴史的深みを与える貴重な緑地である。</p>	質や規模による
優れた景観の眺望点	市街地や河川を一望できる眺望点	河川堤防、橋梁	<p>低地であり平坦な地形である本市にあって、一段高くなっている河川堤防は、水面や周辺のまちなみを見下ろすことができる良好な眺望点である。特に木曾川の堤防からは、西に雄大な木曾川をながめ、東に市街地を見渡すことができる。河川にかかる橋梁もまた、水面を眺め兩岸のまちなみを眺めることのできる眺望点である。</p>	市街地を一望できる河川堤防
目印となる場所	目標物となる景観、シンボルとなる景観	社寺林、桜並木	<p>田園風景の中に点在する社寺林は、位置を把握する目標物となると同時に目を引く緑地である。</p> <p>河川・水路沿いの桜並木は、社寺林とともに緑の目印となり、市民を楽しませている。</p>	規模や位置による
景観構成のバランス	優れた景観をさらにひきたてる緑地	養老山地、鈴鹿山脈	<p>農地と河川による広がりのある景観は、背景に養老山地、鈴鹿山脈を背負うことで引き締まり、空間の広がりや開放感が強調されている。</p>	存在効果の程度による
都市景観の創出	都市景観を向上させる必要のある区域の緑地	駅周辺や都市計画道路の植栽	<p>藤浪駅は駅前広場が整備され、植栽が施されている。しかし他の駅は駅前広場等がなく、緑化が困難である。</p> <p>田園景観と街道沿いの街並みをもつ本市では、これまで道路緑化をさほど必要とはしてこなかったが、連続する緑の景観を形成し、新たな緑の景観の創出や沿道市街地の景観の向上を図るため、周辺の田園風景と調和した道路緑化や幹線道路沿道の緑化を進めていくことが考えられる。</p>	特に評価すべき緑地はない

イ) 評価

解析の結果に基づき、景観構成系統における緑地の重要度を評価する。評価は、それぞれの視点のなかで特に評価すべき解析要素に該当する緑地を◎、その他の緑地を○とする。ランク分けは、◎の有無と○の数で行う。

表4-16 評価ランク区分

ランク	内 容	評価方法
I	最優先に整備又は保全が求められる緑地	特に評価すべき緑地に該当するか、又は3つ以上の視点で評価される緑地 (◎が1つ又は○が3つ以上)
II	将来に整備又は保全が求められる緑地	2つの視点で評価される緑地 (○が2つ)
III	整備又は保全が求められる緑地	1つの視点で評価される緑地 (○が1つ)

表4-17 景観構成系統の評価

対象となる緑地	視点					備考	評価
	地域を代表する郷土景観	優れた景観の眺望点	目印となる場所	景観構成のバランス	都市景観の創出		
木曾川	◎	◎					I
農業振興地域農用地区域	◎						I
日光川、善太川	◎	○					I
領内川	○	○	○				I
鶴戸川	◎		○				I
文化財と一体になった緑地	◎						I
三宅川、目比川、新堀川	○	○					II
相ノ川	○		○				II
ゲノタ幹線水路、温常寺川幹線水路	○		○				II
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地	○		○				II
その他の社寺境内地	○		○				II
養老山地、鈴鹿山脈				○			III
藤浪駅周辺					○		III
都市計画道路					○		III

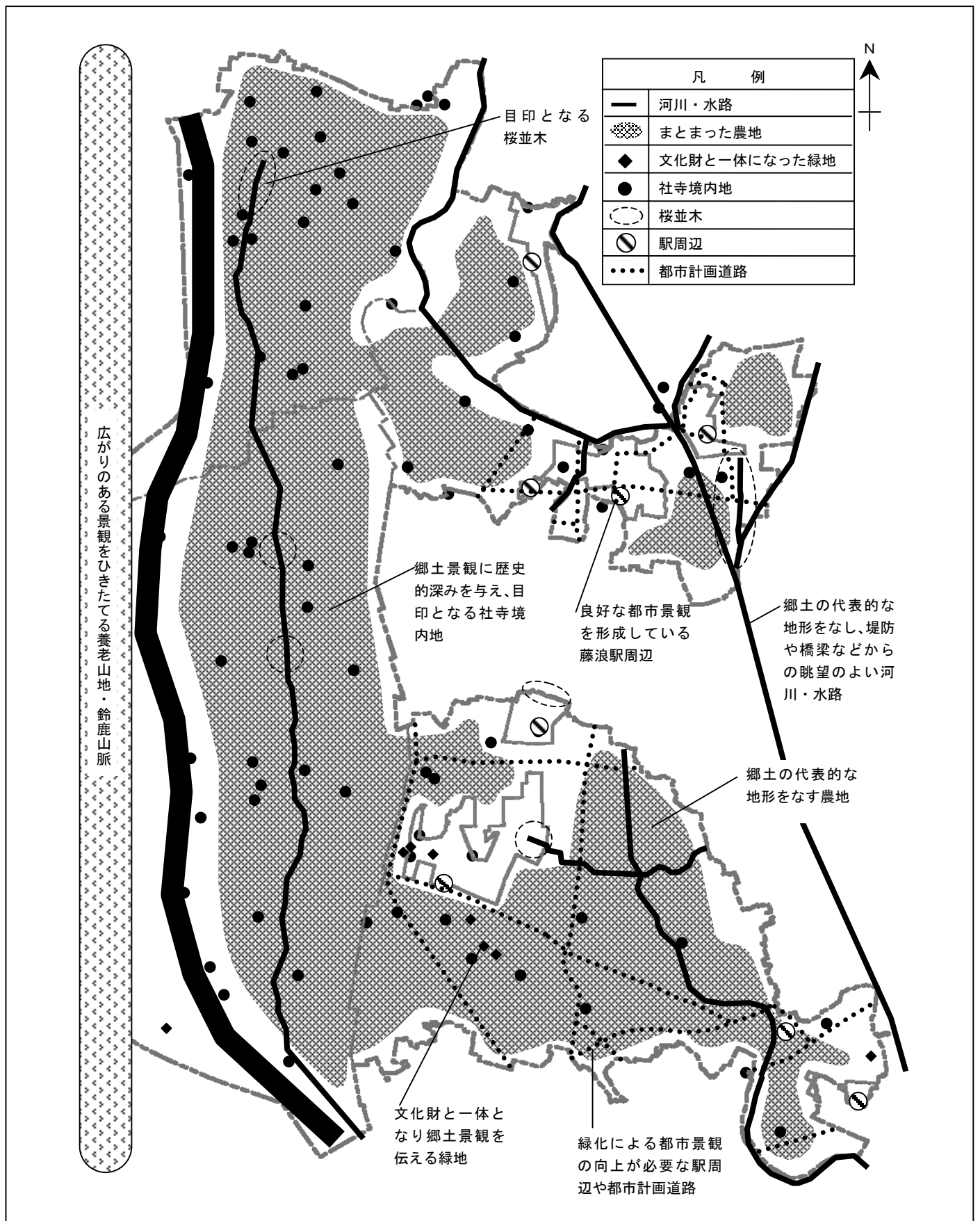
ウ) 景観構成システムの解析・評価のまとめ

本市は市街化調整区域のまとまった農地や木曾川などの大きな河川があり、田園風景やゆったりと流れる水面、河川敷などの自然的景観に恵まれている。そのため緑化の必要性を感じにくい。その中で市街地や市街化調整区域の宅地開発による住宅地、工業系施設などは、個々の敷地における緑化の状況がまちまちであり、幹線道路沿道で宅地化している区間の景観は全体として緑のうるおいに欠ける感がある。まちの玄関口となる駅周辺においても、緑化による修景が望まれる。これについては、建築物や工作物のルール作りなどを合わせて行いながら、緑化を推進していくことが望ましい。また、広がりのある景観を保つためにも、建築物や工作物の高さを制限するなどの措置を検討することが求められる。

道路植栽や桜並木は視覚的効果の高い緑地であるため、適正な管理や延伸により景観形成に努めることが求められる。

恵まれた自然的景観は本市の資源であり、今後も維持しさらに良好な景観にするために、草刈等の管理や水質の改善を行う必要がある。

図4-7 景観構成系統解析・評価図



4-3 総合的な解析・評価

1) 系統別評価のまとめ

環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4系統の解析・評価を受け、評価された要素を取りまとめて総合評価を行う。

表4-18 総合評価のランク区分

ランク	内 容	評価方法
I	最優先に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち3系統以上で評価され、そのうち評価ランクIが1つ以上ある緑地
II	将来に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち評価ランクIIが2つ以上、又は1系統のみで評価ランクIが1つある緑地
III	整備又は保全が求められる緑地	上記以外の緑地